

出産育児一時金等に関するお知らせ

国の緊急少子化対策として健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 139 号）が平成 21 年 5 月 22 日に公布され、出産育児一時金等（家族出産育児一時金を含む、以下同じ）について、給付額の改正と医療機関等への直接支払制度が導入されることになりましたのでお知らせします。

1. 対象となる出産期間

- 平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産。

2. 出産育児一時金等の支給額引き上げ

- 現行制度の支給額から 4 万円引き上げます。

	改正前	改正後
産科医療補償制度 加入分娩機関	38 万円	42 万円
産科医療補償制度 未加入分娩機関	35 万円	39 万円

- なお、胎児週数 22 週未満の出産の場合は、産科医療補償制度の対象外となるため、未加入分娩機関の取り扱いと同じく 39 万円とする。

※産科医療補償制度とは

分娩にかかる医療事故により脳性麻痺となった出生児およびその家族の経済負担を補償する制度。

3. 直接支払制度の導入

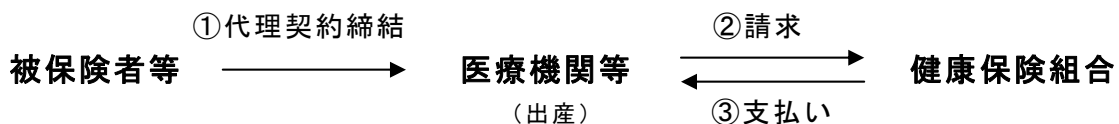
- 出産育児一時金等の請求手続きが変わります。

■直接支払制度の仕組みについて

直接支払制度とは、被保険者等（被扶養者を含む、以下同じ）が医療機関等との間に出産育児一時金の支給申請と受け取りにかかる代理契約を締結したうえで、その医療機関等が被保険者等に代わって、出産育児一時金等の支給額を限度として、保険者（健康保険組合）へ支給申請し、それを受け取るという新たな仕組みです。

被保険者等があらかじめまとまった現金を用意したうえで、医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

ただし、被保険者等が直接支払制度の利用を希望しない場合や海外で出産した場合、あるいは、代理契約が有効でない場合は、従来の方法で被保険者が保険者に支給申請を行なうこととなります。



4. 出産育児一時金等受取代理制度（事前申請）の廃止について

直接支払制度の導入に伴い、出産育児一時金等受取代理制度（事前申請）は、平成21年9月30日で廃止となります。

従って、受取代理制度の申請は平成21年9月30日までの出産予定者を対象とします。平成21年10月1日以降の出産予定者は、直接支払制度の対象になります。

	9月	10月
受取代理制度 （事前申請）	9/30 廃止 9/30 までの出産予定者	
直接支払制度		10/1 以降の出産予定者

5. 手続き

（1）直接支払制度を利用する場合

（ア）健康保険組合への申請は不要となります。

（イ）分娩機関への支払いが42万円（※39万円）未満の対象者については、差額を被保険者へ支給します。（※産科医療補償制度未加入の分娩機関において出産した場合）差額が発生した時の申請方法は、別途、健康保険組合よりご連絡いたします。

なお、分娩機関から健康保険組合への請求は出産月より約2ヵ月後になるため、請求額を健康保険組合で確認した後、差額のご連絡を致します。

（2）直接支払制度を利用しない場合

（ア）被保険者が従来の方で申請することとする。

（イ）直接支払制度を利用していないことが分かる明細書の写しが必要になります。

（ウ）海外出産は制度対象外になるため、従来の方で申請することになります。

6. 出産育児一時金等の今後の在り方について

緊急的な対応策は、ともに平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置ですが、平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度については、保険給付の在り方及び費用負担のあり方について引き続き国が検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しています。

<本件に関するお問合せ先>

日本電気健康保険組合 現金給付グループまで

内線：8-185-240 外線：03-3461-9370

以上